

神水支掲示第3号

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、宇野港・日比港及び宇野港隣接不開港において本邦と外国との間を往来する船舶（以下「船舶」という。）と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならぬ場所を次のように指定し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならぬ場所を指定する掲示（令和2年4月10日神宇支掲示第1号）は廃止する。

令和5年4月20日

水島税関支署長 本山由史

第1. 本邦と外国との間を往来する船舶（以下「外国往来船」という）と陸地との間の交通を行う場合に経なければならぬ場所

外国往来船	交通経由場所
宇野港内に停泊する外国往来船 (4番錨地を含む)	宇野港県営第3号及び第10号浮桟橋通船発着場
宇野港田井地区Aドルフィン又はB～D岸壁の維けい船	施設管理者がドルフィン又は岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口
宇野港第1突堤旅客船（-10m）岸壁の維けい船（外国貿易船を除く）	維けい岸壁
宇野港第3突堤-10m岸壁の維けい船	施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口
株式会社三井E&S玉野事業所構内岸壁維けい船及び同事業所内船渠に入渠中の船舶	株式会社三井E&S玉野事業所 玉正門及び日の田正門
日比港-10m物専（公共）岸壁の維けい船	施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口
日比製煉株式会社日比製煉所構内5万トン岸壁維けい船	日比製煉株式会社日比製煉所が5万トン岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口

第2. 貨物の積卸を行う場合の経由場所

1. 宇野港田井地区A ドルフィン及びB～D岸壁又は物揚場
2. 宇野港第1突堤旅客船（-10m）岸壁。ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。
3. 宇野港第3突堤-10m岸壁（施設管理者が設置したフェンスに囲まれた範囲内に限る。）
4. 宇野港県営第3号及び第10号浮桟橋。ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。
5. 株式会社三井E & S 玉野事業所構内岸壁及び同事業所内船渠。ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。
6. 日比港-10m物専（公共）岸壁。ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。
7. 日比製煉株式会社日比製煉所構内岸壁。ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。
8. 三菱マテリアル株式会社直島製錬所構内岸壁。ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。